

浜松市社会福祉法人等指導監査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人、社会福祉施設及び施行事務の実施機関に対し、法令等に基づき実施する指導監査について必要な事項を定め、もって社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営並びに社会福祉事業の健全な経営の確保を図るとともに、社会福祉行政の適正な実施の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 社会福祉法人 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第22条に規定する社会福祉法人であって、法第30条第1項の規定により浜松市長（以下「市長」という。）を所轄庁とするものをいう。
- (2) 社会福祉施設 法第62条第1項に規定する社会福祉施設並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び同法第43条に規定する児童発達支援センターであって、浜松市内に所在するもの（県等が設置するものを除く。）をいう。
- (3) 施行事務 法第20条に規定する事務（浜松市生活保護法施行事務監査実施要領に定めるものを除く。）をいう。

(指導監査の実施機関)

第3条 指導監査は、健康福祉部福祉総務課が実施するものとし、指導監査班には同課の職員をもって充てる。ただし、必要に応じて健康福祉部及び子ども家庭部の課（以下「関係課」という。）の職員を加えることができる。

(指導監査実施計画)

第4条 健康福祉部福祉総務課指導監査担当課長（以下「担当課長」という。）は、年度当初に指導監査の方針、対象、実施の時期等を内容とした指導監査の実施に関する計画（以下「指導監査実施計画」という。）を策定し、健康福祉部長に提出するものとする。

- 2 担当課長は、指導監査実施計画の策定に当たっては、前年度の指導監査の結果等を勘案した重点事項並びにこれに基づく主眼事項及び着眼点を定めるものとする。

(指導監査の種類)

第5条 指導監査は、一般監査又は特別監査とする。

- 2 一般監査は、指導監査実施計画に基づき、一定の周期で実施する。

3 特別監査は、次の各号に該当する場合（当該各号に該当すると疑うに足りる理由がある場合を含む。）に随時実施する。

- (1) 社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営等に重大な問題を有するとき。
- (2) 社会福祉施設（以下「施設」という。）の運営に不正又は著しい不当があるとき、市長が条例により定めた施設の基準（以下「施設基準」という。）に違反があるとき、指導監査において指摘された事項に対する改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）がとられないとき又は正当な理由がなく一般監査を拒否したとき。
- (3) 施行事務の実施機関に問題を有するとき。

（一般監査の実施周期等）

第6条 一般監査は、毎年度実地により行うことを原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年度法人から提出される報告書類により法人の運営状況を確認するとともに、前回の指導監査の状況を勘案し、次の各号に掲げる要件を満たす法人においては、一般監査の実施の周期を当該各号に定める周期まで延長することができる。

(1) 次に掲げる要件を満たす法人 3か年に1回

ア 法人の運営について、法令、通知等（法人に係るものに限る。）に照らし、特に大きな問題が認められないこと。

イ 法人が経営する施設及び法人の行う事業について、施設基準、運営費並びに報酬の請求等に関する大きな問題が特に認められないこと。

なお、法人及び施設に対する一般監査の実施の周期が異なる場合において、これらを併せて実施することが法人にとって効率的かつ効果的であると認められること等特別の事情のあるときは、一般監査の実施の周期を3か年に1回を超えない範囲で設定することができる。ただし、その場合には、法人の理解と協力が得られるよう十分に配慮するものとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、前号ア及びイに掲げる要件を満たす法人において、次のア、イ又はウに掲げる要件を満たす場合にあっては、毎年度法人から提出される報告書類を勘案の上、当該法人の財務の状況の透明性及び適正性並びに当該法人の経営組織の整備及びその適切な運用が確保されていると判断するときは、一般監査の実施の周期を、当該ア、イ又はウに定める周期まで延長することができる。

ア 法第36条第2項及び第37条の規定に基づき会計監査人を設置している法人において、法第45条の19第1項及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。）

第2条の30の規定に基づき作成される会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」（除外事項について改善されたことが確認できる場合に限る。この号において同じ。）が記載された場合 5か年に1回

イ 会計監査人を設置していない法人において、法第45条の19の規定に基づき会計

監査人による監査に準ずる監査（会計監査人を設置せずに、法人と公認会計士又は監査法人との間で締結する契約に基づき行われる監査であって、会計監査人による監査と同じ計算関係書類及び財産目録を監査対象とする監査をいう。）が実施され、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載された場合 5か年に1回

ウ 公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下「専門家」という。）による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日付け社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に定めるものが提出された場合 4か年に1回

(3) 第1号の規定にかかわらず、第1号ア及びイに掲げる要件を満たす法人のうち前号に掲げる要件に該当しないものにおいて、苦情解決への取組が適切に行われ、次のア、イ又はウに掲げる要件を満たす場合であって、良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めていると判断したとき 4か年に1回

ア 福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について公表を行い、サービスの質の向上に努めていること（一部の経営施設のみ福祉サービス第三者評価事業を受審している場合においては、法人全体の受審状況を勘案して判断する。）又はISO9001の認証取得施設を有していること。

イ 地域社会に開かれた事業運営が行われていること（例えば、福祉関係養成校等の研修生の受入れ又は介護相談員の受入れに加え、ボランティアの受入れや地域との交流が積極的に行われていること等。）

ウ 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

3 新たに設立された法人に対する一般監査については、設立年度又は次年度において、当該法人の設立後速やかに実施する。

4 法人の運営等に関する問題が発生した場合や、毎年度法人から提出される報告書類の内容から当該法人の運営状況に問題があると認められる場合については、指導監査実施計画にかかわらず、必要に応じて指導監査を実施する等適切に対応する。

5 第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件を満たす施設においては、一般監査の実施の周期を当該各号に定める周期まで延長する等により実施することができる。

(1) 前年度における一般監査の結果、おおむね適正な運営が確保されていると認められる施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、障害者支援施設及び児童福祉施設を除く。） 2か年に1回

(2) 前号本文に掲げる要件を満たす特別養護老人ホームにおいて、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度におけるこの要綱による一般監査を省略すること

ができる。

- (3) 第1号本文に掲げる要件を満たす障害者支援施設において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく前年度の指導監査の結果、特に重大な運営上の問題点が認められなかった場合は、当該年度におけるこの要綱による一般監査を省略することができる。
- (4) 前年度における一般監査の結果、おおむね適正な運営が確保されていると認められる施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び障害者支援施設に限る。）は、書面により実施することができる。

（指導監査事項）

第7条 指導監査は、次の各号に掲げる事項について行うことを原則とする。

- (1) 法人運営の状況に関する事項
 - (2) 事業の状況に関する事項
 - (3) 管理の状況に関する事項
 - (4) 改善措置の状況に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項第2号ア又はイに掲げる要件を満たす法人において、当該監査の際に作成された会計監査報告に「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されている場合には、当該法人に対する一般監査において、前項第3号に掲げる管理の状況に関する事項のうち、会計管理に関する監査事項を省略することができる。ただし、「除外事項を付した限定付適正意見」である場合は、除外事項に関して、理事会等で協議の上、改善のための必要な取組を行っているかについて、指導監査において確認するものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第2号ウに掲げる要件を満たす法人において、専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものにより、会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断する場合には、当該法人に対する一般監査において、第1項第3号に掲げる管理の状況に関する事項のうち、会計管理に関する監査事項を省略することができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、前2項の規定に該当する法人（専門家による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けた法人を除く。）に対する一般監査においては、第1項第1号に掲げる法人運営の状況に関する事項について、会計監査を行った者又は専門家が当該支援を踏まえて作成する書類として「会計監査及び専門家による支援等について」に定めるものにより、効率的な実施を図るものとする。

（指導監査日程表）

第8条 担当課長は、指導監査実施計画に基づき、指導監査を実施する日の属する月の前々

月の末日までに、各月の指導監査日程表を作成し、健康福祉部長に提出するものとする。

- 2 担当課長は、指導監査日程表の作成に当たっては、指導監査の対象となる社会福祉法人、社会福祉施設及び施行事務を行う実施機関（以下「監査対象法人等」という。）の業務運営の支障にならないように配慮するものとする。

（指導監査班）

- 第9条 指導監査班は、原則として班員2名以上をもって編成するものとし、そのうち1名は、原則として副主幹以上の職にある職員とするものとする。

（指導監査の実施方法）

- 第10条 実地による一般監査は、原則として次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 監査対象法人等に対し、根拠規定、日時及び場所、監査担当職員の氏名等をあらかじめ文書により通知し、期日までに別に定める指導監査資料等の提出を求めるものとする。
- (2) 監査担当職員は、あらかじめ提出された指導監査資料、前回の指導監査結果の問題点等について十分に検討を加え、一般監査の実効を期するものとする。
- (3) 一般監査の実施に当たっては、ヒアリング方式により、関係資料等を閲覧する方法によるものとする。

- 2 書面による一般監査は、原則として次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 監査対象法人等に対し、根拠規定、監査担当職員の氏名等をあらかじめ文書により通知し、期日までに別に定める指導監査資料等の提出を求めるものとする。
- (2) 監査担当職員は、提出された指導監査資料等に基づき、一般監査を実施するものとする。

- 3 特別監査は、関係課と十分な協議を行い、その都度、個別に定めた方法により行うものとする。

（実施上の留意事項）

- 第11条 指導監査は、常に公平不偏かつ懇切丁寧であることを旨とし、単に改善措置等に関する指導にとどまることなく、具体的な根拠を示して行うものとする。また、対話や議論を通じて、指導の内容に関する真の理解を得るように努め、自律的な運営を促すものとする。

- 2 指導監査の結果、問題点を認めるときは、できる限りその発生原因の究明を行うよう努めるものとする。

(講評、口頭指示、協議及び要望聴取)

第 12 条 監査担当職員は、指導監査の終了後、当該監査対象法人等の関係者の出席を求め、その結果について講評し、改善措置等を口頭で指示するものとする。

2 監査担当職員は、改善措置等について関係者の理解を求め、その発生原因と改善措置の方法について協議し、併せて要望を聴取するものとする。

(指導監査結果の報告)

第 13 条 監査担当職員は、指導監査終了後速やかにその結果について復命書を作成し、健康福祉部長に報告するものとする。

(指導監査結果の指示及び確認)

第 14 条 指導監査の結果に基づいて行う監査対象法人等に対する指導は、次の各号に定める方法により実施するものとする。

(1) 法令、通知等 (施設に対する指導については法令、施設基準等。以下同じ。) の違反が認められる場合

ア 違反が認められる事項については、原則として、改善措置をとるべき旨を文書により指導する (文書指摘)

イ 違反の程度が軽微である場合又は違反についてアに規定する指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、口頭により指導する (口頭指摘)

なお、口頭指摘を行う場合は、認識を共有できるよう文書により指導することができるものとする。

(2) 法令、通知等の違反が認められない場合

運営に資するものと考えられる事項についての助言を行うことができるものとする。

2 文書指摘事項及び口頭指摘事項の適用に当たっては、浜松市社会福祉施設等指導監査委員会設置要綱第 1 条に規定する委員会の意見を聴くものとする。

3 文書指摘事項に対する改善措置の状況は、別に定めるところにより報告を求めるものとする。

4 法人に対する文書指摘事項について改善措置がとられない場合又は改善される見込みのない場合は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとする。

(1) 法第 56 条第 4 項又は第 58 条第 2 項の規定に基づき、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告 (以下「改善勧告」という。) をする等所要の措置を講ずるものとする。

(2) 前号に規定する改善勧告を受けた法人が、当該勧告に従わなかったときは、法第 56 条第 5 項の規定に基づき、その旨を公表する等所要の措置を講ずるものとする。

(3) 第 1 号に規定する改善勧告を受けた法人が、正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、法第 56 条第 6 項又は第 58 条第 3 項の規定に基づき、当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令 (以下「改善命令」という。) をする等所要の措置

を講ずるものとする。

(4) 前号に規定する改善命令を受けた法人が、当該命令に従わなかったときは、法第56条第7項及び第8項の規定に基づき、業務の全部若しくは一部の停止の命令、役員
の解職勧告又は解散命令をする等所要の措置を講ずるものとする。

5 指導監査により運営に重大な問題が認められる場合は、個々の事例に応じ、効果的かつ実施可能な指導を実施し、改善が図られるまで重点的かつ継続的に指導するものとする。

6 法人に対する指導監査の過程において、処分権限を有さない法令又は通知（労働関係法令、消防関係法令等）に関する違反の疑いのあるものを発見した場合は、当該法人の施設等が所在する区域の行政庁と十分に連携を図りながら、法人に対して管轄機関への確認を促す等の指導を行うものとする。その際、法人と指導内容の認識を共有できるよう配慮するとともに、必要に応じて、処分権限を有する関係機関へ通報する等の措置をとることにより、適切に対応するものとする。

（改善措置状況の報告）

第15条 担当課長は、監査対象法人等から文書指摘事項に対する改善措置状況の報告があったときは、健康福祉部長に報告するものとする。

（管理台帳）

第16条 担当課長は、法人及び施設の現況並びに過去の監査状況を把握し、効果的な指導監査を行うために、社会福祉法人指導改善状況管理台帳及び社会福祉施設指導改善状況管理台帳を作成し、指導監査の終了後必要事項を記入し、整理するものとする。

（指導監査の実施報告）

第17条 担当課長は、指導監査の実施結果を当該年度終了後速やかに健康福祉部長に報告するものとする。

2 担当課長は、指導監査の実施結果を所定の手続に従い、厚生労働省に報告するものとする。

（指導監査結果の公表）

第18条 法人及び施設に対する文書指摘事項及び改善措置状況については、別に定めるところにより公表するものとする。

（細目）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 6 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 当分の間、第 1 条中「(以下「施設」という。)」とあるのは、「(同法附則第 41 条に規定する身体障害者更生援護施設及び第 58 条に規定する知的障害者援護施設を含む。以下「施設」という。)」とする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 措置の実施機関における入所措置等の指導監査要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 10 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。